

# 競技会において着用又は携行することができる水泳用品 用具の商業ロゴマーク等についての取扱い規程

## (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本知的障害者水泳連盟（以下「本連盟」という。）競技者資格規則第6条第1項第1号及び競泳競技規則第15条に規定する商業ロゴマーク（商標・商標名の総称）等の取扱いに関することを定める。

## (商業ロゴマーク等の使用基準)

第2条 全ての競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」という。）は、競技会の会場内（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）で着用する水着及びウェア・持ち物に付けることができる所属チーム等の名称・マーク、スポンサーのロゴマーク、メーカーのロゴマークについて、つぎのとおり取扱う。

(1) 水着及びウェア・持ち物には、それぞれ利用の異なる毎に、次の名称・マークを付けることができる。

- 1) 自分の氏名や所属チームの名称・マーク
- 2) オリンピック大会や世界選手権大会等の競技会を表す名称・マーク
- 3) 国旗・国または地域の名称、都道府県や市町村の名称・マーク
- 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
- 5) 水着には、30 cm<sup>2</sup>以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーロゴマークを

1個及びメーカーロゴマークをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマークは、相互に隣接して置いてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる

前記1)～4)までの所属チーム等の名称・マークの大きさに制限は無いが、競泳競技の水着に付ける所属チーム等の名称・マークは50 cm<sup>2</sup>以内で1個とする

- 6) ウェアには、40 cm<sup>2</sup>以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる
- 7) その他持ち物には、20 cm<sup>2</sup>以内の本連盟に事前承認を得たスポンサーのロゴマーク及びメーカーのロゴマークを1個付けることができる

(2) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方形とみなし、縦×横で面積を求める。

## (スポンサーロゴマークの取り扱い)

第3条 スポンサーのロゴマークは、競技者等に相応しい商標等とする。

ただし、タバコ及びビール・ワイン以外のアルコール並びに本連盟のスポンサー・パートナーに登録されている企業は除く。

(2) スポンサーロゴマークの取り扱いは、登録団体に対する商標等とし、個人に対する取り扱いはできない。尚、スポンサー企業は、1登録団体につき1社とする。

(3) 本規定は、競技者等がスポンサーロゴマークを付して競技することを定めたものであり、競技者資格規則第7条に規定された、競技者に禁止される商行為を行なってはならない。

(スポンサーロゴマークの申請方法)

第4条 スポンサーのロゴマークを使用する場合は、その3ヶ月前までに表示内容、場所、個数、大きさ等を明記した「商業ロゴマーク等の使用申請書」(別紙様式)を団体登録責任者を經由して、本連盟宛に提出し、承認を得なければならない。

(スポンサーのロゴマークの承認手続)

第5条 承認の手続きは、本連盟で内容を確認した上、本規程の範囲内で特に指摘する事項が無い場合は、申請者への承認通知は省略する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、平成28(2016年)年4月1日より施行する。
  - 2 本規程は、平成29(2017年)年4月1日より一部改訂施行する。
  - 3 本規程は、平成31年(2019年)3月10日より一部改訂施行する。